

# 村民の皆様へ

令和3年1月22日

## ～除排雪事業補助金交付要綱を制定しました～

### 大蔵村豪雪対策除排雪事業補助金交付要綱（令和3年1月20日制定）

大蔵村豪雪対策本部では、令和2年度の豪雪による災害から村民の生命と財産を守るため、**村民が居住及び使用する住宅家屋等の建物**（固定資産税の対象となる建物に限る）の除排雪を行うために要した**重機械、人力等**（1月4日以降、3月31日まで）の経費に補助金（大蔵村豪雪対策除排雪事業補助金）を交付します。

- **補助対象者** 所有又は使用している建物の安全及び適正な維持を図るため重機械、人力等による除排雪を行った建物の所有者又は使用者及び地区公民館等管理者。
- **補助金** 除排雪に要した経費の2分の1以内、千円未満切り捨て（一世帯5万円が限度）
- **必要書類** 補助金交付申請書、完了報告書、除排雪前後の写真、領収書、積算内訳書

詳細については、危機管理室（75-2170）までお問い合わせください。

### 除排雪事業補助金 Q&A

Q どのような人が該当になるの？

A 除排雪が困難で業者等に依頼し、除雪経費を支払った方（所有者又は使用者及び地区公民館管理者）が該当になります。

Q 誰に頼めばいいの？

A 誰に頼んでも該当になります。平成29年度までは村内建設業者としていましたが、業者の他に、個人、団体に依頼した場合や重機をレンタルした場合も該当になります。※但し、数量計算書の作成、領収証の発行が必要となります。

Q どんな建物が該当になるの？

A 所有又は使用している固定資産税の対象となる建物（住宅、小屋、公民館等）が該当になります。※店舗兼住宅やホテル旅館等の建物も対象となります。

Q 補助金の額はいくらなの？

A 除排雪に要した費用の1/2以内（千円未満切り捨て）の額です。補助金の合計額が5万円以内（1世帯当たり）であれば、申請は何回でも可能です。

Q どこで申請できるの？

A 必要書類（除排雪前後の写真、領収書、積算内訳書）を持って、役場危機管理室で申請ください。申請書は役場危機管理室にあります。大蔵村ホームページでも申請書をダウンロードすることができます。

## 大蔵村豪雪対策本部



～ すすんで雪や雪害に関する情報を手に入れましょう ～

今の積雪量やこれからどの位雪が降るのかを知りたいときは？

◆山形県積雪情報システム

<http://homerun.wni.co.jp/snow/docs/>



停電がおきたけど、どうなっているのかな？

◆東北電力停電情報（スマホアプリ）



このチラシに関する問い合わせは、大蔵村危機管理室 75-2170(内線 241)まで